

## 平成29年度税制改正～非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し～

平成29年税制改正により、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

### **非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し**

事業承継を後押しする制度の一つである「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の適用要件が一層緩和されて、生前贈与が行いやすくなりました。

#### **<災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合の緩和措置>**

これまでこの制度の適用を受けるためには、5年間、雇用の8割以上を維持する等の一定の要件を満たす必要がありました。そのため、この期間に災害や取引先の倒産等が生じた場合、多額の納税負担が生じることがありました。

今回の改正により、災害等の被災者等が事業承継税制の適用を受ける場合について、災害等の影響の程度に応じて、次の措置が講じられます。

① 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(円滑化法)の認定を受けている、又は当該認定を受けようとしている会社については、災害等により受けた下記に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても納税猶予税額が免除されます。

●災害により被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

●災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

●一定の災害等の発生後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合(災害等の発生後の売上高に応じて緩和されます)

※上記の「一定の災害等」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号が一定の事由をいいます。

② 災害等の発生後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社については、上記の措置に加えて、事前役員就任要件が緩和されます。

#### **<雇用要件の計算方法の見直し>**

小規模事業者の雇用要件の維持に係る負担を考慮し、5年間平均8割以上の雇用を維持する雇用要件について、これまで端数を切り上げて計算をしていたところを、端数を数えない計算方法に見直されました。今後は1人未満の端数処理は切り捨て計算とされます。今回の見直しにより従業員数2～4人の会社で従業員が1人減った場合でも雇用要件を満たすことになりました。ただし、従業員1人の会社が従業員ゼロになった場合は、納税猶予制度は適用できません。

#### **<贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に>**

早期かつ計画的な事業承継を促進し、生前贈与を行いやすくするため、贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が認められました。これまでは、雇用要件等を満たせず納税猶予が取り消されると、株式を相続で取得した場合と比べ、税負担が高額になるケースがありました。今回の見直しにより、仮に事業継続要件である5年以内の間に雇用要件等を満たせずに納税猶予が取り消された場合でも、相続時精算課税制度を利用して税負担を軽減することができます。

#### **<認定相続承継会社の要件の見直し>**

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件が撤廃されます。

#### **<適用時期>**

この改正は平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

なお、平成28年12月31日以前に非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けた一定の方についても、今回の見直しが適用できる経過措置が設けられています。